**○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第二号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
164	アルカン－1－アミン（C＝8，10，12，14，16，18，直鎖型）（Z）－9－オクタデカ－9－エン－1－アミン又は（9Z，12Z）－オクタデカ－9，12－ジエン－1－アミン	(2)－133 (2)－176
165	*N*，*N*－ジメチルドデシルアミン	(2)－185
166	ヘキサデシル（トリメチル）アンモニウムの塩	(8)－310 (8)－342
167	ジデシル（ジメチル）アンモニウムの塩	(2)－176 (2)－184
168	ビス（アルキル（C＝12，14，16，18，20，直鎖型））（ジメチル）アンモニウムの塩	(9)－795 (9)－1971
169	*N*，*N*－ジメチルアルカン－1－アミン＝オキシド（C＝10，12，14，16，18，直鎖型）（Z）－*N*，*N*－ジメチルオクタデカ－9－エン－1－アミン＝オキシド又は（9Z，12Z）－*N*，*N*－ジメチルオクタデカ－9，12－ジエン－1－アミン＝オキシド	(2)－184 (9)－1971 (2)－198
170	アルカン－1－オール（C＝10～16）（C＝11～14のいずれかを含むものに限る。）	(2)－217 (2)－217
171	飽和脂肪酸（C＝8～18，直鎖型）のナトリウム塩（C＝16～18，直鎖型）のナトリウム塩	(2)－3704 (2)－611
172	*N*，*N*－ビス（2－ヒドロキシエチル）アルカンアミド（C＝8，10，12，14，16，18，直鎖型），（Z）－*N*，*N*－ビス（2－ヒドロキシエチル）－*N*－（9Z，12Z）－オクタデカ－9－エンアミド又は（9Z，12Z）－*N*，*N*－ビス（2－ヒドロキシエチル）オクタデカ－9，12－ジエンアミド	(7)－973 (2)－814 (2)－827 (2)－2503
173	［（3－アルカンアミド（C＝8，10，12，14，16，18，直鎖型）プロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート又は（Z）－｛［3－（オクタデカ－9－エンアミド）プロピル］（ジメチル）アンモニオ｝アセタート	(8)－311 (2)－1290 (2)－2707
174	［（3－アルカンアミド（C＝8，10，12，14，16，18，直鎖型）プロピル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート	(9)－2027
175	ナトリウム＝アルケンスルホナート（C＝14～16）又はナトリウム＝ヒドロキシアルカンスルホナート（C＝14～16）	(2)－1639 (2)－2807 (9)－2038
176	アクリルアミド－2－ヒドロキシ酢酸・［2－（アクリロイルオキシ）エチル］（ベンジル）（ジメチル）アンモニウム＝クロリド・2－（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリラート・ベンジル［2－（メタクリロイルオキシ）エチル］（ジメチル）アンモニウム＝クロリド・2－メチリデンコハク酸共重合物（脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）	(6)－3223

**○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき指定をした、次の優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
30	*N*，*N*－ビス（2－ヒドロキシエチル）オレアミド	(2)－814 (2)－827
101	*N*，*N*－ジメチルドデシルアミン＝*N*－オキシド	(2)－2503
104	1－ドデカノール	(2)－198
121	2－［（3－ドデカンアミドプロパン－1－イル）（ジメチル）アンモニオ］アセタート	(2)－217 (2)－2707 (9)－2027

○農林水産省告示第四百八十九号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項第二号の規定に基づき、同令第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める日は、平成二十六年十月一日とする。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第四百九十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十五年十月二十一日農林水産省告示第一千六百七十六号（平成二十六年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

表一類の項中「損害」の下に「その他の組合員等（同法第十二条第一項の組合員等をいう。）の責めに帰することができない事由」を加え、「一八、九九〇円　一七、〇九〇円　一五、一九〇円　一三、二九〇円」を「一九、四三〇円　一七、四九〇円　一五、五四〇円　一三、六〇〇円」に改める。

○農林水産省告示第四百九十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十六年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十七年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに富山県庁及び愛知県庁に備え置いて縦覧に供する。）